

福祉サービス評価推進センターぐんま

評価機関認証要綱

（目的）

第1条 福祉サービス評価推進センターぐんま（以下「推進センター」という。）設置規程第3条の（1）に基づき、群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）内に設置する推進センターにおける、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に対して行う認証の基準を定めることにより、福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

（認証基準）

第2条 評価機関の認証基準は次に掲げる各号とする。

- （1）法人格を有すること。
- （2）福祉サービスを提供していないこと。
- （3）福祉サービス事業者及びそれを経営する者が、評価機関の会員等総数の3分の1以下であること。
- （4）評価を決定する委員会等を設置していること。
- （5）評価調査者として運営管理部門、専門部門、一般部門の各分野について必要な資格や経験を有した者を3人以上（各部門1人以上）擁していること。
- （6）推進センターの定める評価の方法及び共通評価項目を取り込んだ評価を行うことを承諾していること。
- （7）推進センターに対して、定められた方法により評価結果を報告すること及びその報告内容を公表することについて承諾していること。
- （8）苦情解決責任者等を設置する等、事業者からの苦情解決体制を整備していること。
- （9）事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。

- ①所属する評価決定委員会委員・評価調査者一覧
- ②事業内容等に関する定款・規程等
- ③第三者評価の手順・手法
- ④守秘義務に関する規程
- ⑤倫理規程
- ⑥受審料金表
- ⑦評価事業の実績

（認証の申請）

第3条 認証の申請は、「認証申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して行う。

（認証の手順）

第4条 認証は、第2条に規定する認証基準をすべて満たしていることを要件とする

- （1）評価機関からの申請に基づいて、認証・公表委員会は評価機関について調査・検討し、推進センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に報告する。
- （2）運営委員会は、報告に基づいて認証の可否を決定する。

(認証の通知)

第5条 評価機関の認証等の通知は次に掲げる各号により行う。

- (1) 運営委員会委員長は、運営委員会の決定に基づき評価機関を認証したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」(様式第2号)を交付する。
- (2) 運営委員会委員長は運営委員会の決定に基づき評価機関を認証しないこととしたときは、「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」(様式第3号)を交付する。

(認証の有効期間)

第6条 認証の有効期間は3年間とする。

(変更の届け)

第7条 第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から30日以内に、「認証時申請内容変更届」(様式第5号)に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は「認証辞退届」(様式第6号)の提出により、認証を辞退することができる。

- 2 運営委員会委員長は、評価機関より「認証辞退届」が出された場合には、「福祉サービス第三者評価認証機関取消通知書」(様式第7号)を交付する。

(認証の取消)

第9条 認証・公表委員会は認証した評価機関が以下の各号に該当する場合、調査審議し、運営委員会に報告する。

- (1) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合。
- (2) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合。
- (3) 第10条に定める定期的な事業報告又は推進センターへの協力を行わない場合。
- (4) その他、認証・公表委員会で不適切と判断した場合。

2 運営委員会は、前項の報告に基づき必要があると認められたときは、認証取消しの決定をする。

3 運営委員会委員長は、評価機関の認証を取消したときは、「福祉サービス第三者評価認証取消通知書」(様式第7号)を交付する。

(推進センターとの関係)

第10条 評価機関は、毎事業年度終了後速やかに推進センターに対し、第三者評価事業の実績等を報告(様式第9号)するとともに、推進センターが第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月6日から施行する。

平成23年3月26日一部改正